

平成30年横瀬町農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月23日(金) 午前10時から10時33分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田文利
書記	町田勝一
書記	逸見雅彦

7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。本日は委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

8番、加藤典男委員、9番、岸岡広雄委員、ご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の審議案件は、日程第3、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。提出されました議案を勘案いたしまして、会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第1号、番号1から番号7までにつきましては、いずれも関連性がございますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、番号1から番号7までを一括上程し、議題といたします。

なお、本件については、会議規則第11条の規定により、4番、町田委員の退席を求めます。

〔4番町田恒夫委員退席〕

議 長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時09分

議 長 休憩前に引き続き、開会いたします。

議案第1号、番号1から番号7までについて、事務局の説明を求めます。
事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕
議長 事務局の説明を終了いたします。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。ただいま一括上程されました議案第1号、番号1から7番までについて、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る2月21日、補助農業委員の小室委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。申請内容は、全て〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇氏からのもので、〇〇公園〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、交通渋滞対策で、臨時駐車場として各地主から一時的に転用し、お借りして、駐車場として使用するものです。現況番号1から7番全て畑で、登記でよく確認はとれませんでした。管理農地a、a、bの状態と思います。

転用利用期間は、全て5月末となっております。転用終了後につきましては、カボチャ、ナス等野菜を植えられる予定となっておりますので、5月以降の調査もしたいと思います。昨年度は、皆さんでカボチャ苗を作付指導いたしました。今年度もできたらよいと考えます。

周辺農地への影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。
2番、小室委員。

小室委員 農業委員の小室です。

今回の議案の農地を小河推進委員と一緒に回りましたが、小河推進委員のご説明どおりになります。前年は、農業委員の皆さんにカボチャの苗を植えられるなどしていただきましたが、やはり作付計画書どおりにはなかなかできていないようでしたので、ことしもそこを改めて指導していく必要があると感じました。しかし、〇〇〇〇〇〇〇の渋滞緩和や町の活性化につながることだと思いますので、毎年のことですが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。

9番。

岸岡委員 9番、岸岡です。二、三質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、昨年度カボチャ植えつけということで、我々農業委員も正面からバックアップをいたしまして、それなりに植えつける努力なり行動は起こしましたが、その総括についてお聞きしたいと思います。

まず、カボチャの植えつけ後の収穫の成果あるいは地主さんのそれに取り組む姿勢等を総合的に考えますと、果たしてここまで、我々が協力した植えつけが、成果として出てきているのかどうかを踏まえまして、このやり方が、総括ということで見ていただいたときに、どういうふうになっているかを事務局のほうに一度お聞きしたいと思いますので、質問いたします。

議 長 岸岡委員に申し上げます。

二、三点あるというので、あとのも一緒にやってもらいたいそうです。

岸岡委員 では、2点目ですけれども、一部申請書類でミスがあるかと思っておりますので、ちょっと指摘をさせていただきたかったのがありますので、言わせてもらいます。

添付資料の中の〇〇〇〇様の作付の面積が、申請面積、具体的に言いますと、340平米に対して作付面積が350平米ということで、面積以上の作付が記述されておりますので、この辺についてはミスなのか何なのかで確認をさせていただきます。場所については、添付資料のこのような場所でございます。ここの面積を〇〇〇〇さんのところをめぐっていただきますと、皆さんもわかるかと思えます。

3点目なのですけれども、先ほどのカボチャの対応等で話を聞かないとよくわかりませんが、観光優先といいますが、観光優先協力を町にするという観点から、このような申請制度を毎度繰り返し、農家の所有者に対する負荷とか負担、あるいは総合的に見てプラスに余りないような形に私は見えます。ということは、この農地を、もっと優遇制度みたいなものを加えまして、特別優遇制度の農地という、農地遊休地というようなことで、地目は変えないままも、ある程度は配慮するような制度を農業委員会のほうもとっていったらどうでしょうかという提案をしたいと思います。

私も、これはもう五、六年前からずっと同じものを見ていますが、非常にぱっとしない、成果が上がらないこの処理というのに対して、何か改善の余地があるのではないかということを感じておりますので、その辺の新しい方向を見出すことを提案したいと思います。

以上です。

議長 続きまして、事務局の答弁を求めます。

事務局。

事務局 それでは、9番委員さんの3点のご質問についてお答えをさせていただきますと思います。

まずは、1点目ですけれども、昨年農業委員さんに、立ち会いのもと植えつけていただいたカボチャの成果ですけれども、私が見ている限り、手入れをしていた方、手入れをしなかった方とで大分差が出ておりました。ただ植えておいただけではなかなか、草に覆われて、最終的には余り成長しないような状況の方、またカボチャの周辺から草取りとかしていただいた方については、結構、20メートルぐらい長く伸びていた状況は確認しております。

作付計画書ですと、いろんな野菜をつくりますと書いてあるのですけれども、現状とするとなかなかできていない状況でございます。また、先ほど農地利用最適化推進委員の小河さんからも、利用状況調査の結果につきましては、保全管理または不作付地扱いみたいな形になっておるという報告がございました。

それから、2点目なのですけれども、〇〇さんの関係の作付面積なのですけれども、340平米が、350ということが記載になっておりますけれども、これは本人に確認いたしまして、公簿との差があるか、または記載誤りなのか、その辺を確認いたしまして事務局のほうで訂正をさせていただきたいと思います。

それからあと一点、3点目ですけれども、特別優遇制度はないかということなのですけれども、一般的に一時転用は、委員の皆様もご承知のとおり、3年以内の許可があります。そういうことで、昨年同じような質問がございまして、3年来年取れば取りたいということで答弁をさせていただいておるところでございますけれども、〇〇〇〇に相談したところ、やはり単年ごとでない、やはり課税的な面が出てきまして、これが、3年間取ってしまうということになりますと、時期的なこともあるのでしょうか

ども、固定資産の評価基準と照らし合わせると、課税が畑では置けないような状況になる可能性が高いとご指摘がありましたので、今回単年度の単発的な、1年に1回の一時転用ということで申請をいただいたところでございます。

毎年同じことで、申請、譲渡人、譲受人の申請負担も大変高いかとは思われますけれども、今現時点におきましては、特別優遇制度的なものはないことをご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議 長 9番さん、ただいまの質問に再質問はありますか。
9番。

岸岡委員 大変明快な回答をいただきまして、ありがとうございました。何らかの機会に進歩する農業委員会にならなければいけないと気持ちは持っておりますので、説明については理解いたしました。ありがとうございました。

議 長 ここで、暫時休憩します。
休 憩 午前10時29分
再 開 午前10時30分

議 長 では、開会いたします。
他にご質問ございませんか。
〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。上程中の議案第1号、番号1から番号7までについて、賛成の方は挙手をお願いします。
〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でございます。
よって、議案第1号、番号1から番号7、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

議案第1号、番号1から番号7の審議は終了しましたので、4番、町田委員の入場を求めます。

〔4番町田恒夫委員着席〕

議 長 4番、町田委員にご報告申し上げます。
ただいま審議をいたしましたところ、議案第1号、番号1から番号7に

については、全員賛成で許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

なお、この問題につきましては、今後皆さんで再度検討することにはなっておりますので、ご了承おきをお願いします。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして総会を閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時33分)